

## 借入（リース）物件仕様書（自動車）

## 1 車種等

車種	小型貨物自動車（ハイブリッド自動車）	
ミッション	AT	
台数	1台	
燃料	無鉛レギュラーガソリン（ハイブリッド）	
総排気量・駆動型式	1,500cc程度・2WD	
乗用定員	5人	
ドア数	5枚	
車体カラー	ホワイト	
指定文字等	両側前席ドア部に「横浜市戸塚土木事務所」（左横書き1文字6cm×6cm）と濃紺色で記入し、その上に「本市徽章（ハママーク）」（10cm×14cm）を入れる（別紙1参照）。	
装備品	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エアコン</li> <li>2. AM・FMラジオ</li> <li>3. バックブザー</li> <li>4. エアバッグ(運転席・助手席)</li> <li>5. ELR付き3点シートベルト</li> <li>6. フロアマット</li> <li>7. サイドバイザー(前・後)</li> <li>8. 間欠式ワイパー(フロント)</li> <li>9. リヤワイパー&amp;ウォッシャー</li> <li>10. 熱線リヤウインドウ</li> <li>11. タイヤチェーン</li> <li>12. ラジアルタイヤ仕様</li> <li>13. パワーステアリング</li> <li>14. 車両用消火器(ABC消火器1kg)</li> <li>15. 三角表示板</li> <li>16. 非常信号用具</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>17. 標準工具一式</li> <li>18. パワーウインドウ(全席)</li> <li>19. イモビライザー</li> <li>20. 電動格納式リモコンドアミラー</li> <li>21. ABS(EBD・ブレーキアシスト付)</li> <li>22. ETC車載器(セットアップ含む)</li> <li>23. ドライブレコーダー(前・後)</li> <li>24. バックカメラつきカーナビゲーションシステム(時計表示必須・テレビ無し)</li> <li>25. スタッドレスタイヤ(4本、ホイール付き。納品後は消耗品につき、所有は戸塚土木事務所に帰属する。)</li> <li>26. スマートエントリー&amp;スタートシステム</li> </ol>
特別装備	前後の座席及びヘッドレストに固定式ビニールカバー（厚さ：0.2mm以上）をつける（サイドエアバック搭載の場合は、サイドエアバック格納部分は開口）。	
例示車種	メーカー、車名、グレード	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トヨタ自動車株式会社 プロボックス</li> <li>・マツダ株式会社 ファミリア</li> </ul>	
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	適合	

その他参考事項	現在の使用状況：年間平均走行距離 約5, 0 0 0 k m ドライバーの状況：複数人 九都県市指定低公害車：適合 神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。
---------	---

2 物品納入期限

令和7年3月12日

3 借入期間(本年度分)

令和7年3月3日から令和7年3月31日まで

4 借入月数(本年度分)

1か月

5 予定借入期間及び最終日

6年間 令和13年3月2日

6 物品保管場所

所在地 横浜市戸塚区戸塚町2974-1  
名称 横浜市戸塚区戸塚土木事務所  
電話 (045) 881-1621

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。

また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注担当課

所在地 横浜市戸塚区戸塚町2974-1

担当者 横浜市戸塚区戸塚土木事務所 電話： (045) 881-1621

齋藤 佳保 FAX： (045) 862-3501

① 前部ドア (指定文字)



② 本市徽章



寸法割合

高さは横の100分の70

線幅は横の100分の8

線隙は線幅の4分の1